

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

| | |
|---------|--|
| 届出者 | |
| 行為の場所 | |
| 周辺景観の特性 | |

【鶴来今町通り】（まちなみ景観形成基準）

| 一般の建築物の建築などを行う場合 | | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
|------------------|--|--------------------------|-----|
| 項目 | まちなみ景観形成基準 | | |
| 建築物等に関する事項 | | | |
| 位置 | ・建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。 | | |
| 高さ | ・通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。 | | |
| 形態・意匠 | 屋根 | ・勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。 | |
| | 色彩 | ・原色を避け、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 | |
| 材料 | ・まちなみと調和し、高質で自然な感じが伝わるものとする。 | | |
| 門塀・垣 | ・設置する場合は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 | | |
| 設備 | ・屋外の設備機器は、道路からの見え方に配慮する。 | | |
| その他 | ・車庫は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 | | |
| 土地利用に関する事項 | | | |
| 駐車場 | ・屋外駐車スペースは、道路からの見え方に配慮する。 | | |

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】（まちなみ景観形成基準）

| まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合 | | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
|--------------------------------|--|--|-----|
| 項目 | まちなみ景観形成基準 | | |
| 建築物等に関する事項 | | | |
| 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。 ・建物の新築・改築にあたっては、道路境界から 1.0m 程度後退して建てる。 | | |
| 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。 | | |
| 形態・意匠 | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・切妻平入り、黒瓦葺きを原則とする。 | |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・原色を避け、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 | |
| 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の外壁は、板垣、土壁、漆喰等伝統的素材を用いる。 | | |
| 門塀・垣 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置する場合は、板塀、生垣とする。 | | |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の設備機器は、通りから見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、覆いを設ける。 | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・車庫は、木製戸またはこれに類するものとする。 | | |
| 土地利用に関する事項 | | | |
| 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣、柵、生垣等により遮断する。 | | |

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

| 項目 | その他の基準 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
|---|--|----------|-----|
| 建築物等に関する事項 | | | |
| 建物用途 | <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる建築物等を建築してはならない。 | | |
| | 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェーを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。 | | |
| | 2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。 | | |
| 3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。 | | | |
| 屋外広告物等 | <ul style="list-style-type: none"> 設置する場合は、建築物の外観、色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場の案内・サインは1㎡以内とする。 | | | |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。 | | |

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

| 項目 | その他の基準 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
|------------------|--|----------|-----|
| 土地利用に関する事項 | | | |
| 空き地・空き家の処置 | <ul style="list-style-type: none"> 都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね3か月）に景観まちづくり協議会※に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。 | | |
| その他 | | | |
| 半公共空間（沿道空間）の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> 半公共空間には、できるだけ、屋外アートを配置するように努める。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自宅または自事業所等前の街路灯・ストリートファニチャー（街具）は、できる範囲で清掃し、破損等の異常事態を発見した場合は、至急、景観まちづくり協議会に報告する。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。 | | |
| 賑わいづくり | <ul style="list-style-type: none"> 自宅または自事業所等が有する沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉などのないよう、まちなみ修景に最小限の手入れを行う。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり協議会が主催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。 個人の利益のため、近隣に不快感を与えるような営業活動等は行わない。 | | |

※ 景観まちづくり協議会：まちなみ形成に取り組む住民組織（鶴来今町通り地区）

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。